

岩手県告示第 593 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、並びに当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 水系名 津軽石川
- 2 河川名 津軽石川